

1. 電子領収書

❖ 輸出する顧客への電子領収書の利用

輸出する商品への電子領収書の使用について、2022年6月3日付の税関総局発行のオフィシャルレター・第2054/TCHQ-GSQL号の詳細は以下ようになります。

i. 輸出税関書類にある領収書に関する規定

国際慣行により、輸出手続きをする。税関手続き及び海外に商品を輸出する為、商業送り状 (Commercial Invoice) を使用します。

税関法・第24条及び2015年3月25日付の通達・第38/2015/TT-BTC号の第16条1項b号を修正、補足する2018年4月20日付の財務省発行の通達・第39/2018/TT-BTC号の第1条5項に従って、輸出商品に対する税関書類は商業送り状もしくは同等価値の書類が含まれ、輸出手続きをする際に付加価値税の電子領収書の発行は規定しません。

ii. 2020年10月19日付の政令・第123/2020/NĐ-CP号に従った輸出商品に対する電子領収書の発行時点

時点：税関手続きの申請者が輸出税関手続きを完了した後。それにより、輸出商品に対する税関手続きの時点で税関手続きの申請者は税関への納付書類のうち、付加価値税の領収書をまだ発行していません。

それ故、電子領収書の発行はベトナム法律で実施し、国際商業内の領収書は国際慣行で実施します。

これら2種の領収書の発行時点は異なります。

- 商業送り状は税関手続きをする前に発行されます。
- 電子領収書は税関手続きをした後に発行されます。

❖ 電子領収書の移行期限の終了

i. 政令・第123/2020/NĐ-CP号の規定に従って：

- 2022年7月1日より前：税務機関が電子領収書使用の移行を通知した情報技術インフラについての条件を満たした事業所に適用されます。

- 2022年7月1日以降：電子領収書を使用しなければならない。社会-経済的条件が困難な地域において事業を行っている、特に電子的手段で税務機関と取引を行うことが難しい中小企業、協同組合、世帯、個人経営者など、一部のケースはその限りではありません。

ii. 通達・第78/2021/TT-BTC号にある案内に従って：

- 2022年7月1日より前に通達・第78/2021/TT-BTC号及び政令・第123/2020/NĐ-CP号にある案内に従った情報技術インフラの条件を満たす機関、組織、個人に、領収書、電子証憑の規定を適用するように促します。
- 2022年7月1日以降、電子領収書が事業世帯、個人事業者に適用されます。

政令・第123/2020/NĐ-CP号の第14条1項に規定する電子手段で税務局との取引を実施しない個人事業の場合は最大12ヶ月の期間で税務機関の紙領収書を使用し、同時に税務機関は電子領収書への適用を徐々に移行する解決方法を持たなければなりません。

2022年7月1日より前から営業している事業世帯、個人事業者に対して2022年7月1日から、最大12ヶ月の期間が一回計算されます。

2. その他

❖ 企業の科学技術発展基金

企業の科学技術発展基金の利用案内について、2022年5月31日に科学技術省が通達・第05/2022/TT-BKHCH号を発行しました。

第4条により、本基金は以下を含む企業の科学技術の発展支援活動に支出されます。

- 施設、技術設備を装備します。
- 使用権、所有権を購入します。
- 生産性、品質向上の下に刷新、もしくは企業の新商品の発展を改善する為、機械、設備を購入します。

- 企業の科学技術についての人材のトレーニングのために支給します。
- 発想活動のための支出。
- 国内及び海外での組織、個人、企業と科学技術についての協力のための支出。
- 製品及び新技術の評価、実験、検定、宣伝、商業。知的所有権の登録のための支出。
- 国家イノベーションスタートアップエコシステムを支援するプロジェクトの実施費用拠出のための支出。
- 通達・第 05/2022/TT-BKHCHN 号は 2022 年 6 月 1 日に発効し、2022 年度の法人税の課税期間から企業での基金の利用に適用します。

3. 労働

❖ 地域別最低賃金の調整

2022 年 6 月 12 日付、労働契約書による労働者に対する地域別最低賃金の調整についての政府発行の政令・第 38/2022/ND-CP 号が公布されました。詳細は以下のとおりです。

i. 地域別最低賃金

政令・第 38/2022/ND-CP 号は地域別最低賃金を、政令・第 90/2019/ND-CP 号の規定と比べると平均で 6%増加して調整されました。調整された地域別最低賃金の詳細は以下のようになります。

地域	最低月給 (ドン/月)
地域 I	4,680,000
地域 II	4,160,000
地域 III	3,640,000
地域 IV	3,250,000

ii. 最低時給

政令・第 38/2022/ND-CP 号は最初の最低時給について規定する政令です。

それによると、最低時給というのは給与を確定する際の根拠とする最低賃金額であり時間によって支払われる労働者に適用され、1 時間内の労働者の業務又は職務及び合意に基づく労働量又は業務を完了する労働者に保証される賃金額であり、最低時給より低くはなりません。

地域	最低時給 (ドン/時間)
地域 I	22,500
地域 II	20,000
地域 III	17,500
地域 IV	15,600

❖ 地域別最低賃金の適用される地域の調整

政令・第 38/2022/ND-CP 号は更に地域 I、II、III、IV に属する各地域を調整し、それにより、いくつかの地域での地域別最低賃金が変更されます。

詳細:

- 地域 I: ホーチミン市に属する 2 区、9 区と Thu Duc 区から合併された Thu Duc 市を追加します。Quang Ninh 省に属する Ha Long 市と Dong Nai 省に属する Xuan Loc 県は地域 II から地域 I に昇格されます。
- Quang Ninh 省に属する Quang Yen 町、Dong Trieu 町。Hoa Binh 省に属する Hoa Binh 市と Luong Son 県。Nghe An 省に属する Vinh 市、Cua Lo 町、Nghi Loc 県の各町、Hung Nguyen 町。Tay Ninh 省に属する Hoa Thanh 町。Vinh Long 省に属する Vinh Long 市と Binh Minh 町。Bac Lieu 省に属する Bac Lieu 市は地域 III から地域 II に昇格されます。
- Quang Ninh 省に属する Van Don 県、Hai Ha 県、Dam Ha 県、Tien Yen 県。Nghe An 省に属する Quynh Luu 県、Yen Thanh 県、Dien Chau 県、Do Luong 県、Nam Dan 県、Nghia Dan 県及び Thai Hoa 町、Hoang Mai 町。Vinh Long 省に属する Mang Thit 県、Bac Lieu 省に属する Hoa Binh 県は地域 IV から地域 III に昇格されます。

本政令は 2022 年 7 月 1 日より発効になります。

❖ 2022 年 7 月 15 日より労働者が工業区に滞在することができます。

2022 年 5 月 28 日付、工業区及び経済区を管理する規定についての政府発行の政令・第 35/2022/ND-CP 号の第 25 条は、生産、経営活動のために、専門家又は労働者が工業区内の滞在施設で滞在、在留することができるように規定しております。

専門家と労働者の滞在施設は工業区のサービス用地の部分において建設されなければなりません。

その中に、法律の規定にしたがった環境安全距離の保証、安全、秩序が保証され、及び企業の生産、経営活動に影響してはなりません。

本政令は 2022 年 7 月 15 日より発効します。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。